

## 広島県病院事業管理規程第一号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年二月二十五日

広島県病院事業管理者 大濱紘三

### 広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

(広島県病院事業職員給与規程の一部改正)

第一条 広島県病院事業職員給与規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

6 指定職職員の地域手当の算定については、第一項第二号イの給料表の適用を受ける職員とみなす。

第十七条に次の二項を加える。

2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額は、給与条例の適用を受ける者の例による。ただし、医療職給料表(一)及び(三)の適用を受ける職員に支給する場合は、管理職手当に関する規則(昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号)第二条第一項中「別表第二」とあるのは「広島県病院事業職員給与規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号)別表第五」とする。

第十九条中第二項を第三項とし、同条第一項中「(指定職職員を除く。次項及び次条第五項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

期末手当及び勤勉手当の額は、給与条例の適用を受ける者の例による。ただし、給与条例第十八条第二項及び第五項(同条例第十八条の四第四項において準用する場合を含む。)において人事委員会規則で定めることとされている事項について、職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号。以下「給与規則」という。)に定めるもののほか、管理者が別に定めることができるものとする。

第二十条を次のように改める。

(指定職職員の期末手当等)

第二十条 前条の規定により指定職職員に期末手当を支給する場合は、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百二十五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の百」とあるのは「百分の四十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の十五」と、同項第三号中「百分の百三十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百四」とあるのは「百分の四十八」と、「百分の七十八」とあるのは「百分の三十六」と、「百分の三十九」とあるのは「百分の十八」とする。  
2 前条の規定により指定職職員に勤勉手当を支給する場合は、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の八十」とし、給与規則第二十七条第二項に定める職員の勤務成績による割合は、同条第三項に定める割合にかかわらず、次

のとおりとする。

- 一 勤務成績が優秀な職員 百分の八十
- 二 勤務成績が良好な職員 百分の七十五
- 三 勤務成績が良好でない職員 百分の七十五未満

第二十三条の次に次の二条を加える。

(補則)

第二十四条 この規程の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第五（第十七条関係）

イ 医療職給料表(一)

職務の級	区分	管理職手当の額
四級	二種	一一五、〇〇〇円

ロ 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当の額
七級	二種	九五、〇〇〇円

第二条 広島県病院事業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「百分の百二十五」を「百分の百十五」に、「百分の百〔〕」を「百分の九十二」に、「百分の四十〔〕」を「百分の四十」に、「百分の七十五」を「百分の六十九」に、「百分の三十七・五」を「百分の三十四・五」に、「百分の百三十」を「百分の百二十」に、「百分の百四」を「百分の九十六」に、「百分の七十八」を「百分の七十二」に、「百分の三十九」を「百分の三十六」に改め、同条第二項中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。